

平成26年

かすみがうら市議会第2回臨時会会議録 第1号

平成26年5月14日(水曜日)午前10時01分 開 会

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
7番	加固豊治君	13番	藤井裕一君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員

6番	小松崎誠君	15番	山内庄兵衛君
----	-------	-----	--------

出席説明者

市 長	宮嶋光昭君	環境経済部長 (併)農業委員会 事務局 長	根本一良君
副 市 長	石川眞澄君	土木部長	渡辺泰二君
教 育 長	菅澤庄治君	会計管理者	板垣英明君
市長公室長	高田忠君	消 防 長	井坂沢守君
総 務 部 長	堀口家明君	教 育 部 長	小松塚隆雄君
市 民 部 長	飯田泰寛君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村義雄君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長	君 山 悟
〃	補 佐	乾 文彦
〃	係 長	小池陽子
〃	係 長	杉田正和

議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて

- 議案第35号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第36号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）
請願第5号 子どもたちが待ち望む霞ヶ浦地区の小学校統合の実現を求める請願書

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて
承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて
承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて
議案第35号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第36号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）
請願第5号 子どもたちが待ち望む霞ヶ浦地区の小学校統合の実現を求める請願書
追加日程第1 発議第1号 霞ヶ浦地区の市立小学校統廃合に関する意見書（案）

開 会 午前10時01分

○議長（鈴木良道君）

ただいまの出席議員数は12名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから平成26年かすみがうら市議会第2回臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木良道君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第88条の規定により、11番 小座野定信君、12番 矢口龍人君、13番 藤井裕一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木良道君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 3 承認第 1 号ないし承認第 3 号、議案第 3 5 号及び議案第 3 6 号、請願第 5 号

○議長（鈴木良道君）

日程第 3、承認第 1 号ないし第 3 号、議案第 35 号及び議案第 36 号、請願第 5 号までの 6 件をかすみがうら市議会会議規則第 35 条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

ただいま上程されました承認第 1 号から承認第 3 号及び議案第 35 号、議案第 36 号につきましてご説明を申し上げます。

初めに、承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市立保育所運営事業者選考委員会条例の一部を改正する条例）につきましては、行政組織の改編に伴い、改正する必要が生じたため、この条例を平成 26 年 3 月 31 日に専決処分いたしました。

次に、承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例）並びに承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましては、地方税法等の一部を改正する法律並びに地方税法施行令の一部を改正する政令が平成 26 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例並びにかすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成 26 年 3 月 31 日に専決処分いたしました。

以上 3 件につきまして、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

続きまして、条例に関する議案第 35 号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

霞ヶ浦地区の各小学校を統合し、新たに 2 校の統合小学校を設置するため、この条例を制定するものであります。

次に、予算に関する議案第 36 号 平成 26 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ 7 億 2774 万 5000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 170 億 6522 万 9000 円とするものであります。

補正の内容といたしましては、学校統廃合にかかわる設計業務委託、工事などを実施するため、財源につきましては、国庫支出金、教育施設整備基金などからの繰入金、前年度繰越金を充当しています。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、順次議案の趣旨説明を求めます。

初めに、保健福祉部長 木村義雄君。

[保健福祉部長 木村義雄君登壇]

○保健福祉部長（木村義雄君）

承認第1号 かすみがうら市立保育所運営事業者選考委員会条例の一部を改正する条例について、専決処分をしたことにつきましては、本委員会は公設保育所を民営化するに当たり、保育所を運営する事業者の選考について、学識経験者や福祉関係者などで組織をしております。

従来ですと、条例を所管する課を明記しておりましたが、例規集をホームページ等で公開している中で、所管課情報を掲載をしていることから、条例中所管課を削除をしたものでございます。

なお、今回の内容につきましては、行政組織機構を子ども福祉課から子ども家庭課に改編したことによるものでもございます。

施行期日は平成26年4月1日、専決処分日は平成26年3月31日。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

次に、市民部長 飯田泰寛君。

[市民部長 飯田泰寛君登壇]

○市民部長（飯田泰寛君）

承認第2号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例につきまして、専決処分事項の承認を求めることにつきましてご説明を申し上げます。

主な改正内容につきましては、まず法人市民税、法人税割の税率を引き下げる内容でございます。現行の制限税率14.7%を12.1%に引き下げ、26年10月1日以後に開始する事業年度から適用するものでございます。

次に、軽自動車等に係る車体課税の見直しを行うものでございます。

1点目として、標準税率の改正であり、二輪車等はおおむね1.5倍に、四輪車等は一部を除きまして、おおむね1.25倍に引き上げるものでございます。

2点目としては、経年車重課の導入でございます。軽自動車においてもグリーン化を進める観点から、車両番号の指定を受けた月から起算しまして14年を経過した四輪以上及び三輪の軽自動車について、改正後の標準税率のおおむね20%の重課税率を適用するものでございます。

このほか優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例期間を3年間延長するなど、上位法の改正に合わせて所要の改正を行ったものでございます。

市税に及ぼす影響についてご説明をいたします。

まず、法人市民税につきましては、新たに適用されるのは、平成26年10月以降の事業年度でありますことから、その影響が出るのは平成27年11月以降の申告分からとなります。そうしますと、現在の26年度調停見込み額を基準に比較してみますと、減額と想定される額は、27年度で2000万円程度、28年度では5400万円程度と見込んでおります。

次に、軽自動車税について26年度と比較しますと、原動機付自転車及び二輪車が増税となる27年度は580万円程度と見込んでおります。

また、四輪の軽自動車が増税となる28年度においては、さらに440万円程度が増額になるもの

と見込んでおります。

施行期日につきましては、平成26年4月1日となりますが、法人税割の税率見直しにつきましては、平成26年10月1日、軽自動車税の標準税率見直しについては、平成27年4月1日、軽自動車税の税率特例、いわゆる重課でございますが、こちらは平成28年4月1日ということでございます。

続きまして、承認第3号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、こちらの専決処分事項の承認を求めることにつきましてご説明を申し上げます。

主な改正内容につきましては、まず国民健康保険税の課税限度額を見直すものでございます。後期高齢者支援金課税額に係る課税限度額を現行の14万円から16万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を同じく12万円から14万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

次に、国民健康保険税の低所得者に係る保険税軽減措置を拡大する改正でございます。現行の5割軽減の基準について、24万5000円を乗ずる被保険者数の範囲に世帯主を含めること、また、2割軽減の基準については、被保険者に乗ずる金額を35万円から45万円に改めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成26年4月1日でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

次に、教育部長 小松塚隆雄君。

[教育部長 小松塚隆雄君登壇]

○教育部長（小松塚隆雄君）

議案第35号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案の趣旨をご説明申し上げます。

本議案については、現在の下大津小学校、美並小学校、牛渡小学校及び宍倉小学校を廃止し、新校の位置を現在の美並小学校として設置するとともに、佐賀小学校、安飾小学校及び志土庫小学校を廃止し、新校の位置を現在の北中学校として設置しようとするものでございます。

なお、本議案における新校の名称は仮称としておりまして、今後公募等を行い、校名案を決定後に再度条例の改正をお願いしたいと考えております。

開校日となります施行日は、平成28年4月1日としております。

学校統合につきましては、小規模化が進む中、一定の規模での集団生活を通して、多様な人間関係の構築や切磋琢磨する体験など、よりよい教育環境をつくり、継続させることを目的としております。

学校施設につきましても、平成27年度までに耐震化を完了するという国の目標を受けまして、老朽化対策と合わせ整備を進めてまいりたいと考えております。

また、志筑小学校、新治小学校、七会小学校、上佐谷小学校の統合につきましては、新校の位置について意見が分かれておりますことから、継続して協議していくこととしておりまして、子どもたちの安全を最優先に、新治小学校と上佐谷小学校の耐震化に取り組むこととしております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

次に、市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

○市長公室長（高田 忠君）

議案第36号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）につきまして提案の趣旨をご説明いたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億2774万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を170億6522万9000円とするものでございます。

歳入の主な内容ですが、教育費国庫負担金として、公立学校施設整備費国庫負担金6779万円、教育費国庫補助金として、学校施設環境改善交付金1億1498万8000円、東日本大震災復興まちづくり基金繰入金16万3000円、教育施設整備基金繰入金2654万5000円、前年度繰越金745万9000円、市債、美並小学校施設統合環境整備事業債5億310万円、上佐谷小学校耐震補強事業債380万円、新治小学校耐震補強整備事業債390万円を計上するものでございます。

歳出の主なものにつきましては、学校統合推進事業に係る車の借り上げ料167万6000円、小学校施設耐震促進事業として、上佐谷小学校及び新治小学校における耐震補強工事実施設計委託料786万3000円、美並小学校施設統合環境整備事業7億1691万円、北中学校施設統合環境整備事業129万6000円を計上するものでございます。

また、継続費の設定としまして、美並小学校施設統合環境整備事業、平成26年、27年度で2億5145万5000円、地方債、美並小学校施設統合環境整備事業、上佐谷小学校、新治小学校施設耐震促進事業としまして、合計で5億1080万円の追加をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、承認第1号ないし第3号、議案第35号及び議案第36号の提案説明並びに趣旨説明が終了いたしました。

ただいま議題となっている6件について質疑を行います。

質疑通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

おはようございます。

承認第2号のかすみがうら市税条例等の一部を改正する条例について、まず一つであります。

法人市民税法人割の税率の改正が平成26年10月1日以降開始するというので、今、お話がありました。現行が14.7%、これは制限税率であります。それからこれを改正して12.1ということは、2.6%下がるというふうに思いますが、これはどういう理由なのか、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市民部長 飯田泰寛君。

○市民部長（飯田泰寛君）

法人市民税法人割の税率の改正について、制限税率を引き下げる理由のご説明でございますが、

法人市民税法人割の引き下げにつきましては、地方消費税を含めた消費税の税率引き上げに伴い改正されるものでございます。

具体的には、地方消費税増収の増加分は、地方交付税の交付団体——いわゆる当市のような交付団体ですが——は、交付税の減少と相殺されるということでございまして、一方、不交付団体——例えば大都市といたしまししょうか、大きな自治体でございますが——では、むしろそのまま財源超過額の増加につながるということで、都市と地方間の格差が拡大するというふうにされております。

このために地域間の税源の偏在性を是正し、いわゆるその偏りをなくすということだと思いますが、財政力格差の縮小を図るために、法人住民税法人割の税率の引き下げ分が地方法人税という名目で国税化される予定でございまして、この国税化されたこの地方法人税が地方交付税の原資となると、そういうような大きな改正がなされた。その一環の改正ということでございまして、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私のほうの調査ですが、制限税率というのは、標準税率と違うと思うんですが、現在は標準税率は市町村分は12.3%でありまして、それが9.7%に2.6%下がるというふうにちょっと確認していますが、この標準税率については、どうなっているかわかりますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 飯田泰寛君。

○市民部長（飯田泰寛君）

制限税率の茨城県内の実施状況についてお答え申し上げますと、茨城県では44市町村のうち、24団体で制限税率の14.7%を導入しているという実態がございまして、我が市も同じような制限税率を実施している団体、24団体のうちの1団体ということでございまして、

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても標準税率よりも上げることができるということで14.7%の制限税率を44市町村の中から24団体がその該当をしておるということだと思っておりますが、現行の標準税率は12.3%であることは確認できますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 飯田泰寛君。

○市民部長（飯田泰寛君）

議員おっしゃるとおり、現在の標準税率は12.3%でございまして、

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、お話がありましたように、消費税が増税、いわゆる8%になりまして、地方消費税が1%から1.7%になったと思いますが、これは確認できますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 飯田泰寛君。

○市民部長（飯田泰寛君）

はい、議員おっしゃるとおり、5%時代は1%でございましたが、8%になりまして1.7%になってございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことで、地方消費税が1.7%になったと、今、おっしゃいましたように、消費が多い東京、いわゆる地方交付税の交付の問題をお話ししたと思うんですが、いわゆる交付される所と交付されない所、これの財政調整として、今回、その対策として地方法人税、これを国税に新設するというようなことをおっしゃったと思うんですが、まずこの法人住民税の法人割の税率を引き下げる。都道府県分は、標準税率で見ますと5%から3.2%で、それで1.8%下げるといふふうに思います。市町村分は、これを標準税率で見ますと12.3%から9.7%、2.6%下がりますが、これがその下がった分、これを合わせますと4.4%になると思うんですが、これがいわゆる地方法人税の国税ということに、新設にするということを確認してよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 飯田泰寛君。

○市民部長（飯田泰寛君）

県分と合わせた額につきましては、詳細は承知しておりませんが、考え方ということでは、そのようなことだというふうに、私も理解をしております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そこでちょっと質問なんです、やはり自治体間の税収の格差、是正というのは、地方交付税が持つ財源保障と財政調整の両機能の強化によってなされるべきなんじゃないかなというふうな思うんです。いわゆる所得税と法人税と市税等の問題ですが、この交付税率を引き上げることが必要だと、これは新税を設ける必要はないだろうと、特に地方法人税の創設というのは、消費税が10%にされた場合は、さらに拡大されることになると思うんです。その消費税を地方財政の主要財源に据えていく狙いと一体というふうに思いますが、この新設することについて、今、市長はどういうふうに思いますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

国の方針でありますので、それに沿った形で、こっちも対応してまいりたいと、そういう意味で議案を出しているわけではありますが、地方交付税の総枠が17兆円程度で、大体年々決まってい

て、国のほうもそれをなかなかふやせない状況でいると、消費税が今度上がることによって、それを少し交付税に振りかえていくということなので、趣旨には私は沿っていきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。そういう意味では、消費税増税に伴うものでやむを得ないだろうということだと思いますが、常にこの中でも軽自動車税の問題がありますね。今、二輪車が1.5倍、四輪車が1.25倍というようなことで、これは増税になると思いますが、そういうことだと思いますが、これにリンクして何らかの問題があるのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 飯田泰寛君。

○市民部長（飯田泰寛君）

その影響でございますが、今回の改正につきましては、自動車取得税交付金というものが市に歳入しておりますが、こちらが減額されるということで聞いております。26年度予算もそのような計上をしておるかと思っております。こちらは代替財源を補填するというような説明もございまして、詳細についてはまだまだでございますが、いずれにしましても改正の大もとの理由につきましては、いわゆる消費税の引き上げに伴いますけれども、今般、環境配慮型税制の促進であるとか、あるいは軽自動車税と、いわゆる通常軽自動車ではない自動車税の税率の格差というようなものも議論をされております。

そういった中で、軽自動車税について引き上げがされるということでございますが、今回の改正では、確かに議員おっしゃるとおり、市民のいわゆる軽自動車を持っていらっしゃる方に対しましては増税ということでございますが、貨物用の軽自動車、いわゆる軽トラックというようなものでございますが、こちらは1.25倍に抑えると、そういうような配慮もございまして、そういったこともあわせてご理解をお願いしたいというふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

消費税増税にあわせて、この二重課税となる自動車取得税というのが廃止という、その自動車業界の要望に応じて税率を引き下げたということがあるかと思っております。

ただ、多くの国民というか、市民ですが、とりわけ地方では、かけがえのない交通手段として軽自動車や原付、オートバイなどが大幅に増税されるということは、大変な負担になると思っておりますが、そういう点では、市長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

大変難しい問題だと思いますが、軽自動車と普通自動車のいわゆる性能の差が、軽自動車の性能が非常に上がってきたために、ちょっと軽自動車が優遇され過ぎているのではないかとこのよ

うな議論も多少影響していたのではないかと思います。いずれにしても国の方向でありますから、かすみがうら市でも沿っていききたいと、こういうふうに思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市長は、TPPは賛成だという立場なんです、この軽自動車税の税率を下げろという、税率か、税金を上げろというような事情、いわゆる外国、TPPのほうの交渉の中で出されてあったというふうに思いますが、そういう圧力もあったというふうに認識されていますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

軽自動車というのは、日本独自でももちろん発達したものでありまして、それに対して外国、アメリカとか、ヨーロッパ、米車、欧州車がその攻撃、欧州の場合TPPに関係ありませんが、特にアメリカの自動車メーカーが文句を言っているということは、多少影響しているのではないかと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。そういうことで、やはりアメリカの圧力が根底にもあるんじゃないかなということだと、私も考えております。

それで第3号の専決処分のかすみがうら市国民健康保険税の一部を改正する条例なんです、この議案の質疑の中にもありますように、この国保税の課税限度額の見直しがありますね。限度額引き上げによって、市民の負担増がどのくらいになっているのか。14万から16万ですか、それから介護納付金から12万から14万というふうになりますので、その世帯数と合計がどのくらいになっているのか、これについてお答え願えますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 飯田泰寛君。

○市民部長（飯田泰寛君）

国民健康保険税に及ぼす影響についてご説明いたします。

まず、課税限度額の引き上げでございますが、こちらによる市民負担増につきましては、25年度調定額を基準としまして限度超過額の該当者、こちらは世帯数で113世帯減少します。課税相当額で573万5100円、こちらの金額が増額になるものと見込んでおります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これは介護納付金と後期支援課税分、それぞれ合わせてということなんですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 飯田泰寛君。

○市民部長（飯田泰寛君）

医療分、後期分、介護分、3つ合わせた金額ということでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

後で資料を提出していただきたいと思います。

それと今度、低所得者に対する保険税の軽減措置について、これはよろしいかなと思うんですが、これについてもこの前全協でも言いましたが、7割軽減も含めて、国保税の軽減世帯数、これは何世帯から何世帯に増加するのか。7割世帯は基本的には変わらないとは思いますが、7割世帯、それと5割世帯、2割世帯、金額も含めて報告願えますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 飯田泰寛君。

○市民部長（飯田泰寛君）

国民健康保険税の低所得者に係る保険税軽減措置についてご説明します。

今回の軽減額の拡大につきまして、先ほどと同じく25年度調定額を基準としますと、該当者はまず5割軽減の場合、世帯数で1,038世帯から2,142世帯となりまして、1,104世帯が増となります。軽減額では1929万2500円の増額が見込まれます。1929万2500円でございます。

次に、2割軽減の場合でございますが、世帯数では2,255世帯から2,234世帯となりまして、21世帯が減となりますが、軽減額では88万500円の増額が見込まれます。

合計しますと、今回改正のない7割軽減の世帯、こちらはちなみに4,222世帯でございますが、こちらを除きまして、世帯数で増となりますのが1,083世帯で、軽減額では2017万2550円が増となりますことから、課税相当額としますと、その分がそっくり減少するというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

では、以上の数字についても後ほど提出していただくことをお願いして、私の質問は終わります。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で、議題となっている議案及び請願の質疑を終結いたします。

委員会付託についてお諮りいたします。

ただいま議題となっている承認第1号ないし第3号、議案第35号及び議案第36号、請願5号ま

での6件の審査は、議長を除く全議員で構成する平成26年第2回臨時会議案審査特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま設置されました平成26年第2回臨時会議案審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く13名の議員を指名いたします。

それでは、直ちに全員協議会室にて委員会を開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時41分

再 開 午前10時59分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

休憩中に平成26年第2回臨時会議案審査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告をいたします。

委員長に藤井裕一君、副委員長に矢口龍人君、以上のとおり当選されましたので、報告をいたします。

それでは、ただいま付託した議案の審査のため、直ちに全員協議会室にて委員会を開き、速やかに審査結果報告書を提出されますようお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午後 3時09分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議員各位に申し上げます。

本日、報道関係者による審議状況の写真撮影を許可をしましたので、ご連絡をいたします。

平成26年第2回臨時会議案審査特別委員会から議案の審査結果報告書が提出されました。

これより委員長の報告を求めます。

平成26年第2回臨時会議案審査特別委員会委員長 藤井裕一君。

[平成26年第2回臨時会議案審査特別委員会委員長 藤井裕一君登壇]

○平成26年第2回臨時会議案審査特別委員会委員長（藤井裕一君）

議案審査特別委員会委員長報告。

平成26年第2回臨時会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告をいたします。

本委員会は、平成26年5月14日に付託されました承認第1号、承認第2号、承認第3号、議案第35号、議案第36号及び請願第5号 子どもたちが待ち望む霞ヶ浦地区の小中学校統合の実現を求

める請願書の6件について、同日の5月14日に市長、副市長、教育長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

なお、請願第5号の審査では、審査の参考とするために参考人を招致し、審査を行いました。採決の結果について申し上げます。

承認第1号は異議がなく、原案のとおり承認すべきものと決定をいたしました。

承認第2号、承認第3号は異議があり、起立採決の結果、起立多数により承認すべきものと決定をいたしました。

議案第35号、議案第36号は異議があり、起立採決の結果、起立多数により可決すべきものと決定をいたしました。

請願第5号は異議があり、起立採決の結果、起立多数により採択すべきものと決定をいたしました。

以上で、平成26年第2回臨時会議案審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結をいたします。

続いて、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより承認第1号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

本件は委員長の報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、承認第1号は委員長の報告のとおり承認されました。

続いて、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市税条例等の一部を改

正する条例)、反対の立場で討論をいたします。

消費税増税に合わせ、二重課税となる自動車取得税は廃止という自動車産業、いわゆる自動車業界の要望は税率引き下げで応える一方、多くの国民、とりわけ地方ではかけがえのない移送手段となっている軽自動車や原付、オートバイなどに大幅な増税を行うことは、消費税増税とともに二重の負担増を国民に押しつけるものであり、断じて容認できません。消費税増税の具体化を図る本条例案には反対であります。

地方法人税についてであります。消費税が8%になり、地方消費税は1%から1.7%となりました。財務省は、消費が多い東京などと少ない地方との格差がさらに広がるとして、その対策として地方法人税、いわゆる国税が新設されます。まず法人住民税法人割の税率を引き下げる。都道府県分は標準税率を5%から3.2%へ1.8%下げて、市町村分は12.3%から9.7%に2.6%下げます。そして、その下がった都道府県分の1.8%と市町村分の2.6%を合わせて4.4%の地方法人税、いわゆる国税を新設するという内容であります。

これは自治体間の税収格差の是正は、地方交付税が持つ財源保障と財政調整の両機能の強化によってなされるべきであります。地方法人税の創設は、消費税増税と消費税を地方財政の主要財源に据えていく狙いと一体のものであり、反対であります。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより承認第2号の採決を行います。

本件は異議がございませんので、起立により採決を行います。

承認第2号は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、承認第2号は承認されました。

続いて、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市国民健康保険税条例

の一部を改正する条例)、反対の立場で討論します。

保険税について、7割軽減の判定は33万円以下と据え置きとなりましたが、平成26年度から応益負担の5割軽減、2割軽減の対象者が拡大し、低所得者に対する保険税の軽減が図られることは評価できます。しかし、賦課限度額が後期高齢者支援分、介護納付金分がそれぞれ2万円引き上げられ、合計4万円増の81万円にもなります。限度額引き上げは境界層、いわゆるすれすれの境界にいる市民、世帯者ですが、この付近で国保税を納めている世帯は、さらに重い負担を強いるものとなります。

国民健康保険は、自営業者を中心とする制度として創設されましたが、今では高齢者や非正規労働者、無職者が数多く加入し、最後の受け皿となっております。しかし、高過ぎる国保税は、加入者の負担能力を超えており、深刻な状況にあるのが実態であります。その最大の原因は、国が国保収入に占める国庫支出金の割合を減らしていることであります。国が財政責任を果たすことが一番求められていることは言うまでもありません。

市としても国保税が誰もが払える水準に引き下げる。安心できる医療制度になるよう、そして市民の命のとりでとしての役割を発揮できるよう、国庫負担金を増額し、制度改善をするよう国に求めることを申し上げ、反対討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより承認第3号の採決を行います。

本件は異議がございませんので、起立により採決を行います。

承認第3号は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、承認第3号は承認されました。

続いて、議案第35号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第35号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場

で討論をいたします。

学校統廃合は、子どもの教育と地域社会の存続の双方にかかわる問題です。それだけに子どもを含む地域住民で統廃合の是非についてよく話し合い、合意を尊重することが不可欠だと申し上げ、懇談会及び説明会参加者数が極めて少ないことを指摘し、地域住民の合意は得られたとはいえないと前回、反対の理由の一つとして挙げました。そして代表と言われるごく少数の統合委員会だけで議論が進められて、地域を巻き込んでの合意形成の場をつくる努力については、特に霞ヶ浦地区では十分ではないと指摘をいたしました。

今回、霞ヶ浦地区の7つの小学校のPTA会長の連名で「子どもたちが待ち望む霞ヶ浦地区の小学校統合の実現を求める請願書」が提出されました。しかし、その一方で、さきの第1回定例会で「小学校統廃合の慎重審議を求める請願」が採択されております。この請願の趣旨は、昭和48年9月当時、文部省が出した「公立小・中学校の統合について」という通達をもとに、「学校規模を重視する余り、無理な学校統合を行い、地域住民等の間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。総合的に判断した場合、なお小規模学校として存置し、充実するほうが好ましい場合もあるということに留意すること」とうたっている。そして、小学校は地域社会の核ともなっている。地域住民の十分な合意を得ないままでの統廃合は拙速に行うべきではないとして、小学校の統廃合については慎重なる審議を行い、今定例会では統合の議決を行わないことを求めているわけであります。

しかし、何が何でも当初の計画どおりに進めたいという教育委員会と市長の思惑から、今回の再提出となったと、私は思います。霞ヶ浦地区では、小学校統合ありきで進められており、余りにも強引なまでの行政主導型のやり方ではないでしょうか。これでは上意下達であります。これでは民主主義は育たないのではないのでしょうか。

私は、今でも第1に、市の教育条件が大きく変わる。特に教育費が激減すること。第2に、これは市全体の教育力の後退になる。それを住民や保護者、市当局や議員が選択するのが問われていることでもあります。今、拙速に結論を出すということよりは、もっと議論を重ね、深めた上で住民の合意を得て進めていくべきではないかという立場には変わりありません。

地域から学校がなくなることは、廃れてゆく地域の末路、少子高齢化の加速、さまざまな惨めな現状が訪れ、買い物弱者難民や若者が住まない、嫁が来ない地域になることは必然だ。正直な意見として学校統合には反対だ。地域と学校のかかわり合いと結びつき、地域から子どもたちがいなくなる惨めさは想像を絶するものだとする一方で、統廃合の署名に走ったPTAたちの気持ちもわかります。統合はそれなりに覚悟ができていたような気がしますという意見が私に寄せられました。この意見も困惑した様子がかがわれますが、私は、今回の機会を生かして、広く地域住民に知らせた上で、公聴会の開催などを行うべきだと思います。当然、今回学校教育課が提出した資料の説明もすることも含めてであります。

私と山内庄兵衛議員と一緒に開催した「学校統廃合を考えるシンポジウム」に参加した多くの方は、統廃合計画の議論や進め方が余りに早く強引、一般市民が意見を述べる場がないことに不安、不満を持っている様子でしたので、そのことを私は改めて強調したいと思います。

学校の統廃合の狙いは、自治体の大リストラにあり、教育費の削減にあると前回も指摘いたしました。今回の統廃合で学校及び学級数の減によって、教員数が現在85人が統廃合後は44人、41

人の先生がいなくなってしまう。人件費は平成25年度が7億7000万円、統合後の試算では約4億円であります。約3億7000万円の削減となり、まさに教員のリストラとなるわけであります。このことは教育費を国や県に返上するものであることは変わりありません。

また、地方交付税への影響額についても、学校教育課の提出した資料によれば、20年間で11億4000万円が減額されるということであります。特に合併算定替が終わり、その後、段階的な縮減の結果、最終的には年間当たり毎年6800万円の減額となるわけであります。

今回の議案では、スクールバスについて、その試算や財政的な試算も出されました。しかし、廃校となる小学校の跡地問題は対象となっております。それが議論されず、統合先にありきとなっていることは問題であります。後世に禍根を残さぬためには、もっと住民と慎重に議論を重ねた上で判断するべきであります。

私は、一人一人に行き届いた少人数学級こそが教育の再生につながるものと考えております。日本各地で学校を見て回っている研究者たちは、僻地の小規模校の中にこそ、日本の教育の宝があると指摘しております。適正規模以下だから何か問題があるということは一切ありません。前回の請願代表者である福島先生は、「今、教育委員会がやるべきことは、どの子にも学ぶ力を養う授業をつくることだ」と強調しましたが、全く同感であります。

以上を述べまして、私の討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

7番 加固豊治君。

[7番 加固豊治君登壇]

○7番（加固豊治君）

議案第35号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

本案は、霞ヶ浦地区小学校の統合について再提案されたものです。私は第1回定例会での否決以降、統合を心待ちにしていた子どもたちの気持ちを心配する保護者の切実な多くの声をお聞きしております。そのような中、対象となる全小学校のPTA会長を筆頭に3,653名の皆様に請願がされました。皆さんの熱意に心から敬意を表するものであります。取りまとめに当たられた皆さんは、趣旨に賛同し、署名をいただくために丁寧な説明が必要であったと伺っています。

このような熱意に動かされ、市当局としても財源の確保に努められ、健全財政と教育への投資拡大という難題に真剣に向き合われた上での提案であると評価しております。

また、千代田地区においても、PTA連絡協議会を中心に趣旨に賛同し、署名をいただくためにご努力をされましたことは、心より敬意を表するものでございます。

また、上佐谷小学校、新治小学校についても、子どもたちの安全を最優先に耐震化を図るという決断をされたことも地域の理解を得るものであると思います。

以上、議員諸公の賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

○4番（田谷文子君）

議案第35号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から一言申し上げます。

これまで議論を重ねてまいりました学校統合の問題については、市民の皆様方どなたも議会が否決するなどとは思っていなかったと思います。私ども議員を初めとして、市民の皆様方も決してそのようなことにはならないという確信を抱いて、この3月まで順調に運んできたものと思われれます。

ところが、どうしたことでしょう。事情は全く変わらないのに、いざふたを開けてみまると、否決という結末が待っていたのです。私は思わず目を疑うばかりでございました。市民の多くの皆様方も私と同じ気持ちだったのだと思います。まして父兄の皆さんや学童の皆さんが、それに最も責任ある立場に置かれている学校当局の皆様方は、より以上にショックが大きかったものと推察しております。

ですからこそ、霞ヶ浦地区のPTA会長を先頭に、千代田地区のPTAも参画して、請願が3,653名もの多くの皆様方の署名をもって、これを考え直していただくという活動が行われたわけです。ましてや今回の案件では、教育委員会の委員長もまさに執行部案どおり推進するよう求めた意見書が出されております。そして、もし再度否決、そういうことになれば、今後耐震工事の準備を即座に行わなければならない、試算によると35億ものお金を出費せざるを得ず、いずれ近いうちに統廃合すれば、そっくり無駄なお金となります。これは借金が多いとかという以前に、もう目に見えてやらなくともよいことにお金をかけることになり、これこそ税金の無駄遣いとなります。

そういう意味から、当初の執行部の原案どおり速やかに認めていただきたい。議員各位のお考えを改めていただき、満場一致で賛同いただきたく思います。

以上、賛成討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第35号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

議案第35号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第36号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）の討論を行います。

す。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第36号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）、この議案については、議案第35号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、反対した立場でございます。この立場でありますと、補正予算には賛成することができません。

しかし、この上佐谷小学校校舎耐震補強工事実施設計業務委託及び新治小学校校舎耐震補強工事実施設計業務委託については必要であります。この業務委託については、次回の6月の定例会の補正予算で対応すべきだと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第36号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

議案第36号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

[小座野議員 退席]

○議長（鈴木良道君）

続いて、請願第5号 子どもたちが待ち望む霞ヶ浦地区の小学校統合の実現を求める請願書の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

請願第5号 子どもたちが待ち望む霞ヶ浦地区の小学校統合の実現を求める請願書について、反対の立場で討論をいたします。

前回の第1回定例会では、私が紹介議員となった「小学校統廃合の慎重審議を求める請願書」が採択をされました。私は、議案第35号でも統廃合について、るる述べましたが、この請願が出たことにより、霞ヶ浦地区を挙げた賛否両論の議論ができるチャンスではないかと思っております。

私は、学校統廃合計画の是非について、3つの点を基準にして判断することを基本としてまいりました。

その第1に、その学校が子どもの教育にプラスかマイナスかということであります。プラスという点では、大勢の人間と接することになれるとか、球技ができるようになるなどのメリットが考えられます。

しかし、同時に、マイナス面が大きいことを見る必要があるのではないのでしょうか。通学区域が広がれば、通学が困難な生徒が出てきます。事故の多発のこういう状況、長い距離の通学路は犯罪から子どもたちを守る上でも心配であります。教育上は丁寧できめ細かい指導が難しくなります。勉強面もそうありますが、家庭訪問ができなくなるなど、学校と家庭の関係も希薄になりかねません。また、非行やいじめなどが起きたときも、遠距離の場合には手を差し伸べるのが難しくなるのではないのでしょうか。

こうしたメリット・デメリットをそのケースに即して、具体的に明らかにすることが重要ではないかと考えております。

第2に、学校は単に子どもの教育にとどまらず、その地域にとって独自の役割があります。この観点から見て計画はどうかということであります。

学校は運動会やお祭り、文化祭などを含めて、地域の核としての役割を担っています。また、そこに学校があるから、地域に残って子育てができるという点で、地域を維持するために欠かせない施設です。子どもが少なくなったからといって安易に統廃合を進めれば、集落や地域コミュニティの崩壊、地域社会の荒廃という取り返しのつかない事態を招きかねません。

そして第3に、地域の子育て、地域の存続に深くかかわる問題であることだけに、学校の統廃合は行政が一方的に進めてはならず、徹底した住民合意が欠かせないということであります。これは何か形式的で外面的なことではありません。どういう学校をつくるかは住民が決めていくこと、そして教育における地方自治の本質的な問題だと考えます。

今でも私は、この3つの基準に照らし、十分な議論がなされたとは思いません。議会としては公聴会を設定する方法もありますが、賛否両論の立場から、地域挙げて議論の場を設けるべきではないのでしょうか。

住民の中には、学校教育や地域の現状への不満から、統廃合による現状打開を期待する気持ちが生まれることは十分あり得ることではありますが、住民合意の尊重の立場は、賛成・反対で住民の間に垣根をつくることなく、一緒に話し合うことを可能にすると思います。計画が子どもにとってどうなのか、地域にとってどうなのかと具体的に検討し合えば、住民は必ず道理ある立場をつかむことを私は確信しております。そして、こうした過程で育まれる人々のつながりは、その後の子育てと地域を支える確かな力になることも間違いのないと思います。今、拙速に決めることは、後世に禍根を残すことになる、私は考えております。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより請願第5号の採決を行います。

本件は異議がございますので、起立により採決を行います。

請願第5号は委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、請願第5号は採択されました。

暫時休憩します。

[廣瀬議員、矢口議員 退席]

休 憩 午後 3時45分

再 開 午後 4時03分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際諸般の報告を行います。

岡崎 勉議員ほか5名の議員より、霞ヶ浦地区の市立小学校統廃合に関する意見書（案）が提出されましたので、ご報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。

霞ヶ浦地区の市立小学校統廃合に関する意見書（案）を急施事件と認め、この際日程に追加し、審議することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

よって、霞ヶ浦地区の市立小学校統廃合に関する意見書（案）は急施事件と認め、日程に追加し、審議することに決定をいたしました。

意見書（案）の配付をお願いいたします。

[意見書案配付]

追加日程第1 発議第1号 霞ヶ浦地区の市立小学校統廃合に関する意見書（案）

○議長（鈴木良道君）

追加日程第1、発議第1号 霞ヶ浦地区の市立小学校統廃合に関する意見書（案）を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

2番 岡崎 勉君。

[2番 岡崎 勉君登壇]

○2番（岡崎 勉君）

霞ヶ浦地区の市立小学校統廃合に関する意見書（案）を朗読させていただきます。

本市が進める小中学校適正規模化計画に対しては、これまで、「中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める請願書」や「小学校統廃合の慎重審議を求める請願書」が提出され、議会はこれを採択してきており、これらの請願の趣旨も踏まえ、学校統廃合問題に対して慎重姿勢で臨んでまいりました。

そのような中、今回、「子どもたちが待ち望む霞ヶ浦地区の小学校統合の実現を求める請願書」が提出され、三千名を超える署名に加え、霞ヶ浦地区の各小学校PTA会長全員が署名をしていることは、大変重く受け止めなければならないと認識するところであります。

しかし、多くの市民が霞ヶ浦地区の小学校統合を望む一方、学校統合事業に関しては、まだ、解決されていない課題があることも事実であり、我々、かすみがうら市議会は、次のことを要望するものである。

記。

1、廃校地域の対応について。

霞ヶ浦地区小学校は避難所兼避難場所などにも指定されていることから、廃校となった後の地域の安全・安心の確保の観点から、廃校後は、施設を安易に撤去することなく、地域住民の意向も十分に聴取のうえ方針決定すること。

小学校の廃校により地域が過疎化することのないよう、廃校後の地域の活性化対策に十分配慮すること。

2、通学路の安全確保及びスクールバスの運行について。

通学路については、安全検証を実施し安全確保に努めること。また、スクールバスの運行方法については、保護者の意見をよく聴取し、安全・安心な通学ができるよう十分留意すること。

3、市の教育方針について。

現在、千代田地区の小学校統合方針は未決定の状態であり、今回の統合がイコール市の統合計画にならないようにすること。

千代田地区の教育方針については住民の合意形成に誠心誠意努めること。

4、市の財政について。

学校統合に伴う経費により市の財政が悪化するようなことの無いよう、適切で計画的な財政運営を行っていくこと。

以上、意見書を提出する。

○議長（鈴木良道君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、発議第1号 霞ヶ浦地区の市立小学校統廃合に関する意見書（案）の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより発議第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は終了いたしました。

それでは、これをもちまして平成26年かすみがうら市議会第2回臨時会を閉会いたします。

長時間にわたる慎重なご審議、大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後 4時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 鈴木 良 道

かすみがうら市議会議員 小座野 定 信

かすみがうら市議会議員 矢 口 龍 人

かすみがうら市議会議員 藤 井 裕 一